



# 悪質商法にご用心!

## お問い合わせ

市立消費生活センター ☎57-8143

(市役所佐和田支所内2階)

開館時間 午前9時～午後4時(平日)

相談料 無料

昨年4月から今年1月末までに

市立消費生活センターに寄せられた相談件数

491件……請求金額8650万円余り

その内、悪質商法と考えられる件数

234件……請求金額4750万円余り

(クーリング・オフなどによる解約金額は約2500万円)

最近の悪質商法は、消費者の年代やライフスタイルに合わせて手口が異なり、その内容も複雑多様化しています。悪質な電話や訪問販売には「必要ないのでお断りします」とはつきりと断り、「おかしいな」と思ったり困ったときは、必ず家族や隣人または消費生活センターに相談をしてください。

**振り込み詐欺**：架空請求、オレオレ詐欺、還付金詐欺など、家族や弁護士になりすまして、架空の債権を請求する。

**対策**

- ・利用した覚えがなければ払わない。
- ・相手に連絡しない。
- ・請求ハガキなどの証拠は保管する。
- ・悪質な取り立ては警察に相談する。

**点検商法**：セールスマンが「無料点検に来ました」と訪れ、不要かつ不当な内容の工事を高額な金額で契約させられる。

**対策**

- ・契約するかどうかは、手間と時間をかけて十分に検討する。
- ・訪問販売の場合、工事の開始後でもクーリング・オフ内であれば解約できる。

**電子商法取引**：アダルトサイトや携帯電話の着メロダウンロードサイトなどへアクセスして、何らかの項目をクリックしたところ、いきなり「登

録ありがとうございます」などと表示され、料金を請求される。

**対策**

- ・相手に連絡しない。
- ・興味本位で気軽にアクセスしない
- ・利用料金の請求を受けても安易に支払わず、消費生活センターへ連絡する。
- ・サイト名やURLなどをデータで保存(印刷)し、トラブルに巻き込まれたときの資料を記録する。

**SF(催眠)商法**：「ご来場者にはプレゼントを差し上げます」など誘われ会場に行くと、日用品などを無料・格安で配り興奮状態にした後、高額な商品を買わされる。

**対策**

- ・会場の雰囲気や武器にしているので、出向かないのが一番。

## 消費生活講座

### 寸劇 ～オレオレ詐欺の手口～

実際に起きている事例をもとに、両津地区の消費者協会会員と佐渡東警察署署員の合同による寸劇が行われます。詳しい解説を通してその手口や対処法を楽しく学びましょう。

日時 3月18日(水)午後1時30分～

会場 アミューズメント佐渡  
はまなすホール

入場 無料

出演 市消費者協会両津地区 会員  
佐渡東警察署 署員

その他 各支所からマイクロバスの送迎があります。希望者はお問い合わせください。



## お問い合わせ

市消費生活センター ☎57-8143

## 契約してしまっても…

### クーリング・オフ制度があります

訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ」(頭を冷やす)制度があります。

契約書面を受取った日から、8日以内に書面で通知をします。(いわゆるマルチ商法・内職商法は20日間)

詳しくは消費生活センターに相談しましょう。

